

平成25年松茂町議会第2回定例会会議録

第3日目（6月20日）

○出席議員

- 1 番 欠 員
- 2 番 立 井 武 雄
- 3 番 原 田 幹 夫
- 4 番 一 森 敬 司
- 5 番 佐 藤 富 男
- 6 番 池 添 英 明
- 7 番 一 森 康 雄
- 8 番 吉 崎 民 二
- 9 番 新 保 勲
- 10 番 春 藤 康 雄
- 11 番 森 谷 靖
- 12 番 藤 枝 善 則

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	広瀬憲発
副町長	原田進
教育長	庄野宏文
会計管理者	池田忠男
総務参事	三居正雄
民生参事	米田利彦
産業建設参事	吉田直人
総務課長	吉成均
企画財政課長	森一美
税務課長	大迫浩昭
町民福祉課長	鈴谷一彦
健康保険課長	吉崎英雄
産業環境課長	井上雅史
建設課長	古川和之
下水道課長	南東稔
水道課長	小坂宜弘
学校教育課長	浜村文次
社会教育課長	原田賢

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	吉田英雄
議会事務局係長	入口三恵子

平成25年松茂町議会第2回定例会会議録

平成25年6月20日（第3日目）

○議事日程（第3号）

- 日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 専決第2号 松茂町税条例の一部を改正する条例
- 専決第3号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 専決第4号 平成24年度松茂町一般会計補正予算（第6号）
- 専決第5号 平成24年度松茂町公共下水道特別会計補正予算
（第4号）
- 専決第6号 平成24年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第2 議案第33号 松茂町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第3 議案第34号 平成25年度松茂町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第35号 平成25年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第1
号）
- 日程第5 議案第36号 平成25年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第37号 平成25年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第3号の追加1
- 日程第1 議案第38号 高速道路利便増進事業に関する計画（（仮称）松茂スマート
I C事業）の実施に伴う工事の施行に関する平成25年度
契約締結について
- 日程第2 議案第39号 長原地区下水道工事その7請負契約締結について
- 日程第3 議案第40号 幹線豊久下水道工事請負契約締結について

平成25年松茂町議会第2回定例会会議録

第3日目（6月20日）

午後1時30分再開

○議会事務局長【吉田英雄君】　ただいまから平成25年松茂町議会第2回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、藤枝議長よりごあいさつがございます。

○議長【藤枝善則君】　皆さん、こんにちは。ようやく梅雨前線による本格的な雨が降ってまいりました。農家の方はじめ多くの皆様方が望んでいたことじゃないかと思えます。しかしながら、台風4号の北上に伴いまして局地的な大雨の警戒が来よるということで気象庁が呼びかけております。万全の体制によって大きな被害が出ないかと願っておるわけでございます。

また、開会前に3人の方から子宮頸がんのお話、報告がございました。これについても、関係者にとってはもう曖昧な表現の通達ということでいろいろ迷っておられるのが現状じゃないかと思えます。一刻も早く的確な結論を出していただきたいと願っております。

さて、本日は、平成25年第2回定例会の最終日でございます。最後まで慎重審議をお願いいたしましてあいさついたします。

○議長【藤枝善則君】　ただいまの出席議員は11名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長【藤枝善則君】　これから本日の日程に入ります。

議事日程第3号は、お手元に印刷配付のとおりです。

まず、日程第1、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第6、議案第37号「平成25年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）」までを一括議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。

まず初めに、原田総務常任委員長から報告を求めます。

原田常任委員長。

○総務常任委員長【原田幹夫君】 それでは、議長の許可が出ましたので、総務常任委員会のご報告を申し上げます。

平成25年第2回定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、承認第1号のうち、専決第2号、及び専決第4号（所管分）、並びに議案第34号の専決2件と議案1件でございました。去る6月12日、当委員会を開催し慎重に審査いたしました結果、いずれも原案どおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。

なお、審査と質疑と回答の主なものについて簡潔に申し上げます。

まず、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてのうち、専決第2号、松茂町税条例の一部を改正する条例については、議案書の19ページからになります。参考資料は3ページからとなりますので、あわせてご覧ください。

国において、地方税法の一部を改正する法律及び政令並びに省令がそれぞれ公布されたことに伴い、本町税条例に関連する部分について改正する必要が生じたことから、平成25年3月31日をもって松茂町税条例の一部を改正する条例を専決処分に付したものであります。

条例改正の主な内容については、次のとおりであります。

第1点目、ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直しであります。地方公共団体に寄附を行った場合、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除により寄附金額のうち2千円を超える額について全額控除される仕組みとなっておりますが、平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には所得税額を課税標準とする復興特別所得税額も軽減されることを踏まえ、特例控除額の見直しを行うものです。

第2点目は、延滞金等の見直しであります。この改正は、現在の低金利の状況にあわせてまして事業者等の負担を軽減する観点などから、税の滞納に課せられる延滞金及び還付金に付される還付加算金について、その割合の引き下げを行うものです。

第3点目は、個人住民税における住宅ローン控除の改正であります。住宅の取得については、取引価格が高額であることから、平成26年4月からの消費税率引き上げ前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえまして、一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和するとともに、良質な住宅取得の形成を促しながら住生活を確保するという観点から、当該控除制度の拡充措置が講じられたものです。

第4点目は、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の創設であります。これは、都市再生特別措置法上の都市再生安全確保施設のうち、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間に、同法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る固定資産税について、最初の5年間、課税標準の特例措置を講ずるというものです。

第5点目は、耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の拡充等についてであります。平成18年以降平成27年末までの10年間の措置として、耐震改修を行った住宅については改修を行った時期に応じて1年から3カ年の固定資産税について、その2分の1が減額されるといった措置が実施されておりますが、今回の改正については、耐震改修計画を推進するとともに、震災が起こった際、避難や救出のために欠かせない主要道路の機能確保を目的として平成25年から平成27年の間に当該要件に該当する住宅が改修を行った場合、通常1年分である減額対象を2カ年分とするよう改正されたものであります。

最後に、施行期日ですが、附則において別途指定のあるもの以外は平成25年4月1日を施行期日としております。

この件に関しまして、次のような質疑がありました。

「復興特別所得税が創設されて、その分控除額が増加するという事ではないのですか」という質疑があり、「所得税分の控除額は増加しますが、その分、個人住民税の控除額で調整し、全体の控除額としては現行制度と同額になります」という答弁がありました。

次に、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてのうち、専決第4号、平成24年度松茂町一般会計補正予算（第6号）（所管分）については、歳入歳出ともに各種事務・事業の確定による増減の補正と執行残による不用額を減額補正したもので、内容の詳細説明は省略させていただきます。

この件に関しましては、次のような質疑がありました。

「土地等の鑑定費用は何を基準に請求されるのですか」という質疑があり、「業者からの見積もりにより決め、土地の地形や面積によって請求額が変わります」という答弁がありました。

次に、議案第34号、平成25年度松茂町一般会計補正予算（第1号）（所管分）については、議案書の65ページからになります。既定の歳入歳出予算の総額に2,963万8千円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ51億4,503万円とするものであり

ます。

69ページ、繰越金を財源に次の事業を行うものです。

70ページの歳出で消防費を97万2千円増額補正するものです。平成28年5月末までにアナログ方式からデジタル方式へと消防にかかわる無線は移行することになっておりますので、今回、消防救急デジタル無線整備事業に伴う実施設計を行うものです。なお、実施設計費は415万円で、松茂町、北島町、藍住町がそれぞれ分担金を負担することになっております。

質疑はなく、原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件について、私の報告を終わりますが、議員各位におかれましては、どうぞ、当委員会の決定に対しましてご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長【藤枝善則君】 ただいま原田常任委員長の委員長報告が終わりました。

総務常任委員会に付託しました承認第1号のうち、専決第2号、及び専決第4号（所管分）、並びに議案第34号（所管分）の専決2件と議案1件について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】 次に、一森敬司産業建設常任委員長から報告を求めます。

一森敬司委員長。

○産業建設常任委員長【一森敬司君】 それでは、議長の許可がありましたので、産業建設常任委員会のご報告を申し上げます。

平成25年第2回定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、承認第1号のうち、専決第4号（所管分）から専決第6号まで、議案第34号及び議案第37号の専決3件と議案2件でございました。去る6月12日に当委員会を開催し慎重に審査をいたしました結果、いずれも原案どおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。

なお、審査の内容、質疑と回答の主なものについて簡潔に申し上げます。

まず、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてのうち、専決第4号、平成24年度松茂町一般会計補正予算（第6号）（所管分）については、歳入歳出ともに各種事務・事業の確定により増減の補正と執行残による不用額を減額補正したもので、内容の詳細説明は省略させていただきます。

なお、繰越明許費及び地方債の補正を説明いたします。

32ページの第2表、繰越明許費の補正については、高速道路対策事業において8,100万円を1億1,910万円に増額補正するものであります。松茂ICの整備に係る物件移転作業や用地買収などに時間を要したため、公有財産購入費について増額をしたものです。

続いて、第3表、地方債補正については、高速自動車道周辺特別対策事業費の補正前起債限度額1,620万円を1,160万円に減額補正するものであります。これは、四国横断自動車道の側道の建設費、用地費及び補償費の確定によるものです。

質疑はなく、原案のとおり可決されました。

次に、専決第5号、平成24年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第4号）については、議案書の55ページからになります。既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,435万4千円を減額し、補正後の予算の総額をそれぞれ4億7,910万円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、一般会計からの繰入金金の減額及び公共下水道使用料の確定による増額で、歳出では、24年度において各種事務・事業を実施した結果の不用額を減額補正するものです。

3月末日の接続状況については、公共污水ます設置戸数930戸に対し、接続完了戸数506戸で54.4%の接続であります。

質疑はなく、原案のとおり可決されました。

次に、専決第6号、平成24年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）については、議案書の61ページからになります。資本的収入の既定予算総額から219万9千円を減額し9,629万8千円とし、資本的支出の既定予算総額から487万2千円を減額し2億1,936万円とするものであります。資本的収支ともに浄水場拡張事業費の確定に伴い減額するものです。

質疑はなく、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号、平成25年度松茂町一般会計補正予算（第1号）（所管分）につ

いては、議案書の68ページからになります。

第2表債務負担行為補正の高速道路対策事業費であります。期間は平成26年4月から平成27年3月までとするもので、限度額は9,626万9千円であります。松茂スマートICの関連事業において、西日本高速道路(株)と松茂町の基本協定に基づき、工事の施行に関する細目協定を結ぶことになっております。このたび、細目協定を締結するに当たり、その協定書に概算事業費として平成25年度は7,419万6千円、平成26年度は9,626万9千円、合計1億7,046万5千円が記載されているため、9,626万9千円の債務負担行為の補正を行うものです。

これに関しては、次のような質疑がありました。

「西日本高速道路(株)の関連事業については、金額の多寡にかかわらず入札ではなく随意契約により執行されているが、理由があるのですか」という質疑があり、「高速道路の工事に関しては、西日本高速道路(株)が実施する契約を町は結んでおります。したがって、工事を施工する西日本高速道路(株)が入札をとり行い、町は契約に定めた費用負担額を西日本高速道路(株)に支出することになっております」という答弁がありました。

続いて、「松茂スマートICを含む高速道路事業の進捗に遅れはありますか」という質疑があり、「平成26年度末を供用開始として事業に取り組んでおりますが、工区によっては、その進捗に若干の差が生じております。全体的な事業の進捗度合いについては、その都度、議会に報告してまいります」という答弁がありました。

関連して、「四国横断自動車道は平成26年度にどこまで施工されるのですか」という質疑があり、「徳島市川内町の徳島縦貫自動車道までがつながる予定となっております」という答弁がありました。

次に、議案第37号、平成25年度松茂町水道特別会計補正予算(第1号)については、議案書の78ページからになります。

資本的収入の既定予算総額に1,600万円を追加し4億1,801万5千円とし、資本的支出の既定予算総額に2,725万2千円を追加し5億6,068万6千円とするものであります。上水道事業の起債においては、補正前の限度額1億1,914万9千円から補正後の限度額を1億3,514万9千円とするものです。81ページの資本的収入の企業債は、町道広島20号線配水管布設替事業に1,600万円を充当するものであります。

資本的支出の配水設備工事費は、町道広島20号線配水管布設替の設計、工事、及び加賀須野橋かけ替え工事負担金として2,725万2千円を増額補正するものです。

この件に関しては、次のような質疑がありました。

「加賀須野橋かけ替え工事の負担金は、どのような工事に支出をするのですか」という質疑があり、「加賀須野橋のかけ替え工事に支障となる町所有の配水管の布設替えを県が施工します。これに対して既設配水管の資産減耗相当額を県に支払うものです」という答弁がありました。

このほか、審議の中で、専決処分の承認を求めるための職員の説明に関して意見が述べられました。「専決処分であるので、執行残などの減額の報告が主になるのは理解できる。しかし、事務・事業の性格にもよるが、過年度からの取り組み経過や内容、成果の報告なども説明時に加えていただけたらと思います」というものでした。

以上が、当委員会に付託されました案件につきまして、私の報告を終わりますが、議員各位におかれましては、どうぞ、当委員会の決定に対しましてご賛同をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長【藤枝善則君】　ただいま一森産業建設常任委員長の委員長報告が終わりました。

産業建設常任委員会に付託いたしました承認第1号のうち、専決第4号（所管分）から専決第6号まで、並びに議案第34号（所管分）、及び議案第37号の専決3件と議案2件について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】　次に、佐藤教育民生常任委員長から報告を求めます。

佐藤委員長。

○教育民生常任委員長【佐藤富男君】　それでは、議長の許可がありましたので、教育民生常任委員会のご報告を申し上げます。

平成25年第2回定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、承認第1号のうち、専決第3号、及び専決第4号（所管分）、並びに議案第33号から議案第36号までの専決2件と議案4件でございました。

去る6月12日に当委員会を開催し慎重に審査をいたしました結果、いずれも原案どおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。

なお、審査の内容、質疑と回答の主なものについて簡潔に申し上げます。

まず、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてのうち、専決第3号、松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、議案書の24ページからになります。参考資料の6ページから新旧対照表がございますので、あわせてご覧ください。

地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、松茂町国民健康保険税条例を改正するものです。改正の内容は、医療分及び後期高齢者支援金分の世帯別平等割額について、特定世帯は5年間2分の1の軽減措置を受けておりますが、さらに3年間、特定継続世帯として4分の1の軽減を受けられることになりました。また、後期高齢者医療制度における被保険者が移行した国保税の減額世帯は、従前と同様な減額が受けられるよう、5年間に限り運用していた判定方法について、期限を切らない恒久措置となりました。このほか、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例が設けられました。

この件に関しましては、次のような質疑がありました。

「国保税を減税するのであれば、減税分はどこから補填されるのか」という質疑があり、「この減税措置分に関しては、保険基盤安定負担金が交付される仕組みになっています」という答弁がありました。

続いて、「国民健康保険税条例にある特定世帯と特定継続世帯について、どこに違いがあるのですか」という質疑があり、「特定世帯は、2人が加入している国保世帯で、そのうちの1人が後期高齢者医療制度に移行することによって加入者が1人になった国保世帯を言います。特定継続世帯は、特定世帯に該当した5年間の減額世帯を経て、さらにその後3年間に限って平等割を軽減する世帯のことを言います」という答弁がありました。

次に、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてのうち、専決第4号、平成24年度松茂町一般会計補正予算（第6号）（所管分）については、歳入歳出ともに各種事務・事業の確定による増減の補正と執行残による不用額を減額補正したもので、内容の詳細説明は省略させていただきます。

この件に関しては、次のような質疑がありました。

「専決処分であるので、全体的に事務・事業の実績や確定による増減補正が説明されましたが、子宮頸がんワクチンの予防接種に24年度はどれぐらいの予算を計上し取り組んだのですか。また、予防接種をしなかった方の理由を教えてください」という質疑があり、「子宮頸がんワクチンの対象者は中学1年生から高校1年生までです。300名を対象者

とし480万円を予算計上しておりましたが、接種者は243名で388万8千円を支出いたしました。したがって、57名が未接種で91万2千円を専決により減額いたしました。未接種の理由は、ご本人の都合などですが、25年度で未接種の方の追跡調査をし子宮頸がんの予防に努めてまいります」という答弁がありました。

続いて、「学校給食費の滞納額はどれぐらい残っていますか」という質疑があり、「平成14年度から24年度まで延べ36件で71万9,357円となっております。滞納のある方には、児童手当等からの納付も含め、さまざまな機会をとらえ徴収に取り組んでいます」という答弁がありました。

続いて、「先月、他町で学校給食の中に金属製のねじのナットが混入していたと聞いているが、本町の給食センターではこのような事故防止対策にどう取り組んでいるのか」という質疑があり、「給食の調理前である朝一番に機材を点検し、終了後も再度確認し、事故のないよう万全を期しております」という答弁がありました。

続いて、「国民健康保険の運営を都道府県単位で実施する案が検討されているようですが、現状はどのようなのですか」という質疑があり、「24年度には徳島県の24市町村が参集した会議が開催されましたが、今後の国保運営等の方針などは明示されておりません」という答弁がありました。

次に、議案第33号、松茂町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、議案書の64ページからになります。参考資料の12ページから新旧対照表がございますので、あわせてご覧ください。

徳島県は、乳幼児等の医療費の助成に関し、平成24年10月1日から助成対象を小学校修了までへと拡大したほか、制度名も子どもはぐくみ医療費に変更いたしました。松茂町においても、今回、松茂町乳幼児等医療費受給者証の更新時期にあわせまして名称を改正するもので、松茂町乳幼児等医療費を松茂町子どもはぐくみ医療費に変更し、その他の語句の変更もあわせて行うものであります。なお、本事業の制度についての改正はございません。

質疑はなく、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号、平成25年度松茂町一般会計補正予算（第1号）（所管分）については、民生所管分から説明いたします。

歳入において、69ページの民生費県補助金で1,789万5千円の増額補正であります。松茂町内の保育所で増改築を行うもので、県から2分の1が補助されます。

歳出の説明をいたします。

70ページの児童福祉総務費で2,684万2千円の増額補正であります。町内のひまわり保育所で行われる増改築について、福祉施設整備事業補助金が新たに交付適用されることになったものです。71ページの繰出金は、172万4千円の増額補正であります。国保会計において制度改革に伴うシステム改修を行うための費用、及び介護会計において、担当職員が育児休暇をとるため、かわりに臨時職員を雇用するためのものです。

教育委員会所管分を説明いたします。

歳入において、69ページの教育費県補助金で10万円の増額補正であります。南海トラフ等の大地震に備えるため、松茂中学校に防災クラブを設置し、地域と学校が一体となった防災事業を推進していくものです。

歳出の説明をいたします。

70ページ、教育委員会費で10万円の増額補正であります。幼稚園の年少である4歳児を対象に、目の検診を行うものです。

質疑はなく、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号、平成25年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、議案書の72ページからになります。既定の歳入歳出予算の総額に71万4千円を追加し、補正後の予算の総額を15億3,967万5千円とするものであります。

74ページの歳出である一般管理費において、71万4千円を増額補正するものであります。国民健康保険税条例の改正に伴い国保税システムの改修を行うものです。歳入における一般会計繰入金の71万4千円は、その財源に充てるものです。

質疑はなく、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号、平成25年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、議案書の75ページからになります。

既定の歳入歳出予算の総額に101万円を追加し、補正後の予算の総額を9億2,607万5千円とするものであります。

77ページの歳出である一般管理費において、101万円を増額補正するものであります。介護保険担当職員が9月から産休に入るため、かわりに臨時職員を雇用するものであります。歳入における一般会計繰入金101万円は、その財源に充てるものです。

質疑はなく、原案のとおり可決されました。

このほか、審議の中で、専決処分の承認を求めるための職員の説明に関して意見が述べ

られました。「専決処分であるので、執行残などの減額の報告が主になるのは理解できる。しかし、事務・事業の性格にもよるが、過年度からの取り組み経過や内容、成果の報告なども説明時に加えていただけたらと思います」というものでした。

以上で、当委員会に付託をされました案件につきましては、私の報告は終わりますが、議員各位におかれましては、どうぞ、当委員会の決定に対しましてご賛同くださいますようお願い申し上げます。

報告を終わります。

○議長【藤枝善則君】 ただいま佐藤教育民生常任委員長の委員長報告が終わりました。

教育民生常任委員会に付託いたしました承認第1号のうち、専決第3号、及び専決第4号（所管分）、並びに、議案第33号から議案第36号までの専決2件と議案4件について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】 これから討論に入ります。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについてから、議案第37号「平成25年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）」までを一括して討論に入ります。

討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】 承認第1号専決処分の承認を求めることについてから、議案第37号「平成25年度松茂町水道特別会計補正予算（第1号）」までを一括して採決いたします。

なお、この採決は起立によって行います。

各専決及び議案に対する各委員長の報告は、いずれも各常任委員会において原案可決であります。各委員長報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長【藤枝善則君】 ありがとうございます。全員起立でございます。

よって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてから、議案第37号「平成25年度松茂町水道特別会計補正予算(第1号)」までの専決5件と議案5件は、原案のとおり可決されました。

○議長【藤枝善則君】 続きまして、日程第7、「委員会の閉会中の継続調査について」であります。

総務常任委員長、産業建設常任委員長、教育民生常任委員長、議会運営委員長、広報特別委員長及び地震・津波対策特別委員長から、お手元にお配りしてありますとおり、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の継続調査については、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

追加日程表配付のため、小休いたします。

午後2時09分小休

午後2時10分再開

○議長【藤枝善則君】 再開いたします。

ただいまお手元に配付してありますとおり、追加議案が提出されております。

この際、これを日程に追加して議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

議事日程第3号の追加1は、お手元に印刷配付のとおりです。

○議長【藤枝善則君】 日程第1、議案第38号「高速道路利便増進事業に関する計画((仮称)松茂スマートIC事業)の実施に伴う工事の施行に関する平成25年度契約締

結について」から、日程第3、議案第40号「幹線豊久下水道工事請負契約締結について」の議案3件を議題といたします。

広瀬町長から発言を求められておりますので、これを許します。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 それでは、私の方から、追加議案の提案理由の説明を申し上げます。

議案第38号、高速道路利便増進事業に関する計画（（仮称）松茂スマートIC事業）の実施に伴う工事の施行に関する平成25年度契約締結につきましては、随意契約により7,419万5,883円で西日本高速道路株式会社四国支社と契約をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第39号、長原地区下水道工事その7請負契約締結につきましては、建設業者6社を指名し、去る6月11日に指名競争入札に付した結果、同工事を9,450万円で株式会社、多田組と契約をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第40号、幹線豊久下水道工事請負契約締結につきましては、建設業者6社を指名し、去る6月11日に指名競争入札に付した結果、同工事を6,825万円で徳建産業有限会社と契約をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、ご審議の上、可決を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長【藤枝善則君】 古川建設課長。

○建設課長【古川和之君】 それでは、議第38号についてご説明いたします。恐れ入りますが、追加議案書の1ページをご覧ください。

議案第38号、高速道路利便増進事業に関する計画（（仮称）松茂スマートIC事業）の実施に伴う工事の施行に関する平成25年度契約締結について。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、随意契約に付した高速道路利便増進事業に関する計画（（仮称）松茂スマートIC事業）の実施に伴う工事の施行に関する平成25年度契約締結について、下記のとおり契約を締結するため議会の議決を求める。

契約の目的、高速道路利便増進事業に関する計画（（仮称）松茂スマート I C 事業）の実施に伴う工事の施行に関する平成 25 年度契約締結。契約の方法、随意契約。契約の金額、7,419 万 5,883 円。契約の相手方、香川県高松市朝日町四丁目 1 番 3 号、西日本高速道路株式会社、四国支社長、畑村雄二というものでございます。

まず、この工事につきましては、高速道路本線及びパーキングエリア建設工事と一体的な工事となるため、現在、高速道路建設工事を担当する西日本高速道路株式会社四国支社に随意契約をするものでございます。

工事の工期は、議会の議決の日の翌日から平成 26 年 3 月 31 日でございます。

それでは、次に、工事の概要につきましてご説明をさしあげます。お手元の追加議案書の参考資料の 1 ページをお開きください。

こちらが、（仮称）松茂スマート I C の平面図でございます。赤色で網かけした部分が西日本高速道路株式会社が工事を施工する高速道路本線、パーキングエリア及びスマート I C の部分でございます。松茂町が担当する工事は緑色で縁取りをいたしました部分で、スマート I C と県道を連結する町道を新設する工事と、関連する外側の工事でございます。

まず、図面に向いまして、高速道路の上側でございます。緑色で網かけした部分がスマート I C に連結する町道及び緑地帯でございます。その外側に、茶色で着色した側道、さらに外側には、水色で着色いたしました付け替えの用排水路を松茂町が整備いたします。

図面に向いまして、高速道路下側につきましても同様の考え方でございますので、よろしく願いいたします。

次に、具体的には、スマート I C に連結する町道は、片側 1 車線、車線幅員が 2.75 m の 2 車線の道路で路肩を含めました総幅員は 7 m でございます。側道は、車道幅員が 5 m の道路でございます。側道の外側には、幅 2 m の付け替えの用排水路を整備いたします。

また、図面中ほどの西日本高速道路株式会社施工の文字の表示の上に、A-A 断面と、その右手下側に B-B 断面の表示がございます。参考資料の次のページにその断面図を表示してございますので、参考資料の 2 ページをお開きください。

まず、上の図面の A-A 断面でございますが、西日本高速道路株式会社が施工する区域は赤色で表示しております。網かけした部分が平成 25 年度施工分でございます。松茂町が施工する区域は緑色で表示をしておりまして、網かけ部分が平成 25 年度施工分でございます。また、下側の B-B 断面図も同様の考え方でございます。

工事の施工計画といたしましては、平成 25 年度はスマートインターチェンジに連結す

る町道につきましては、盛土工及び擁壁工で50%の進捗、側道につきましては、両側で200mが路盤工まで仕上げます。用排水路につきましては、両側で380mが完成するように計画をしております。

また、平成26年度は、スマートICに連結する町道の残り部分の盛土工や側道を含めた仕上げの舗装工事、標識など関連工事を計画をいたしております。

なお、供用開始の時期は、高速道路本線と同時の平成26年度末を予定をしております。

工事施工に際しましては、長岸地区対策協議会及び自治会など、関係各位には工事内容、交通規制等の周知を徹底し円滑な工事の進捗に努めてまいりますので、ご理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長【藤枝善則君】 南東下水道課長。

○下水道課長【南東 稔君】 失礼をいたします。それでは、まず、議第39号についてご説明を申し上げます。追加議案書の2ページをお開き願います。

議案第39号、長原地区下水道工事その7請負契約締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した長原地区下水道工事その7について、下記のとおり請負契約を締結するため議会の議決を求める。

契約の目的、長原地区下水道工事その7。契約の方法、指名競争入札。契約の金額、9,450万円。契約の相手方、徳島県板野郡松茂町広島字壺番越6-6、株式会社多田組、代表取締役、多田卓治というものでございます。

この工事の入札につきましては、指名競争入札により執行するべく、建設業者6社を指名いたしました。指名いたしました業者を順序不同にて申し上げます。兼子建設株式会社、新栄土建株式会社、大東興業株式会社、株式会社多田組、株式会社木内組、徳建産業有限公司でございます。

去る6月11日に入札を執行いたしました結果、株式会社多田組が落札し、同社とは6月12日に仮契約を締結しております。

この工事の工期につきましては、議会の議決の日の翌日から平成26年3月27日と設定しており、設計金額は9,566万6,550円、契約金額が9,450万円ですので、請負比率は約98.8%となっております。

なお、当工事の設計を担当いたしましたコンサルタントは、株式会社日水コンでござい

ます。

次に、工事の概要につきましてご説明を申し上げます。追加議案の参考資料の3ページをお開き願います。

施工路線の位置をお示ししておるものですが、この工事箇所につきましては、町図の右下部分に①としております赤色の実線であらわした路線でございます。なお、黒色の実線につきましては、24年度までに整備を完了している路線でございます。また、緑色の太い破線につきましては、既設の流域下水道の幹線をお示ししております。

恐れ入ります、参考資料の4ページをお開き願います。

工事箇所周辺の平面図でございますが、工事の内容といたしましては、主に住宅からの汚水を受け入れ幹線管路へと導く枝線、サービス管を整備する工事でございます。平面図の左上部に都市下水の長原ポンプ場の位置をお示ししておりますが、その東側の地域周辺で黄色の線であらわしております路線につきましては、昨年度までに整備を完了しております。今回施工いたします箇所及び路線につきましては、それより南側の地域になりますが、自然流下路線を緑色の線で、真空路線を赤色の線であらわしている路線周辺の範囲でございます。

この工事は、直径100mmから200mmの下水道管を総延長1,343.7mにわたり敷設していくもので、すべて開削工法により施工する計画でございます。

その内訳といたしましては、自然流下方式によります管路が834m、真空方式によります管路が509.7mとなっております。図面の右側にマンホール並びに真空弁ユニットの標準的な断面図をお示ししております。

埋設いたします管の深さにつきましては、管底部におきまして現地盤より約0.9mから1.8mの位置を計画いたしております。自然流下路線の管路から真空路線に接続する箇所には、路線に二重丸でYと示しております位置に断面図一番下のコンクリート製の真空弁ユニットを設置いたします。このユニットは、真空弁、コントローラー、汚水ます等から構成され、このボックスの中に一定量の汚水がたまりますと真空弁が開き、たまった汚水は空気取り入れ管から流入した空気とともに真空状態の管路の中に吸い込まれる仕組みとなっております。

この区域における汚水の導水計画といたしましては、緑色の矢印であらわしてございますが、自然流下路線を矢印の方向に沿って、二重丸でYと示しております位置に設置する各コンクリート製真空弁ユニットに集められ、赤色の矢印に沿って真空路線の管路を経て、

図面上部に松茂20号線と表示しております位置でございます既設の真空弁ユニットから、黄色であらわしております既設の真空管路を經由して、参考資料3ページに表示しておりますが、長原漁港北側に位置する真空ステーションに吸い上げられた後に、圧送ポンプにより幹線管路へ送られ、県設置の流域下水道マンホール、及び幹線を経て終末処理場へと導びかれるものでございます。

当工事におけます1日当たりの敷設延長は、施工延長を、仮設矢板の設置から敷設後の埋め戻しまでを含めました工事期間の日数割で計算いたしますと、管を敷設する深さによって若干異なりますが、自然流下方式の管路、真空方式の管路、ともに1日当たり、おおむね10m程度となっております。また、管路の施工にあわせまして路線に接する受益地には、受益者に確認の上、公共雨水ますや公共汚水ますにかわる真空弁ユニットを受益地内に設置する計画といたしております。当初計画といたしましては、公共汚水ますを45箇所、1件取り込み用真空弁ユニットを4箇所の設置を計上いたしております。

それでは、次に、議案第40号についてご説明を申し上げます。追加議案書の3ページをお開き願います。

議案第40号、幹線豊久下水道工事請負契約締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した幹線豊久下水道工事について、下記のとおり請負契約を締結するため議会の議決を求める。

契約の目的、幹線豊久下水道工事。契約の方法、指名競争入札。契約の金額、6,825万円。契約の相手方、徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓277番地、徳建産業有限会社、代表取締役、宮崎英治というものでございます。

この工事につきましても、去る6月11日、建設業者6社により指名競争入札を執行いたしました。入札に参加しました業者を順序不同で申し上げます。長原地区の工事と同様でございますが、兼子建設株式会社、新栄土建株式会社、大東興業株式会社、株式会社多田組、株式会社木内組、徳建産業有限会社でございます。

入札の結果、徳建産業有限会社が落札し、6月12日に仮契約を締結いたしております。

この工事の工期につきましては、議会の議決の日の翌日から平成26年1月14日と設定しており、設計金額は6,966万2,250円、契約金額が6,825万円ですので、請負比率は約98%となっております。

なお、当工事の設計を担当いたしましたコンサルタントは、株式会社日新技術コンサル

タントでございます。

次に、工事概要につきましてご説明を申し上げます。追加議案参考資料の3ページをお開き願います。

施工箇所につきましては、町図の上部に②としております、松茂工業団地南側の赤色の実線であらわしている路線でございます。

恐れ入ります、参考資料の5ページをお願いいたします。

工事箇所の平面図でございます。この工事につきましては、松茂工業団地内事業所からの汚水を受け入れるため今年度から着手するもので、流域下水道幹線の県設置のマンホールへ接続する幹線管渠を整備する工事でございます。施工いたします箇所及び路線につきましては赤色の線であらわしておりますが、町道松茂3号線と臨港道路の接続点から町道を東へ、県道徳島空港線に既設の流域下水道のマンホールに接続する路線でございます。

この工事は、直径300mmの下水道管を総延長186.8mにわたり敷設、築造していくもので、その施工方法といたしましては、推進工法で施工いたします。この推進工法における管渠敷設の日進量でございますが、推進工法の種類により異なりますが、1日当たり、おおむね8mの設計となっております。

図面の右側に標準的なマンホール部の断面図をお示ししてございますが、管の深さにつきましては、現地盤より約7.5mから10.9mの位置で計画いたしております。

なお、汚水の導水計画といたしましては、今後、整備を予定しております工業団地内の路線から、臨港道路に敷設いたします細い青色の線であらわした路線を矢印の方向へ流れ、このたび施工予定の赤色であらわしました路線を矢印の方向へ経由し、図面に流域11と表示しております県設置の流域下水道のマンホールに集められ、流域下水道幹線を経て終末処理場へと導く計画でございます。

以上、ご説明申し上げました2つの議案の施工現場は、住宅密集地内の狭隘な道路、及び各事業所への通勤、運搬車両など、交通量の多い道路での施工となります。施工に際しましては、交通誘導員の適正配置、工事車両の安全運行に万全を期することはもとより、地元自治会、地域住民、事業所及び関係各位には、地元説明会や個別訪問などを実施いたしまして、工事内容、工事規制等の周知を徹底し、スムーズな工事の進捗に努めてまいりますので、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長【藤枝善則君】 ありがとうございます。

以上で、提案理由の説明及び詳細説明は終わりました。

これから、議案第38号から議案第40号までの議案3件について、一括して質疑に入ります。

質疑ございませんか。

一森議員。

○4番【一森敬司君】　　ちょっと素人でようわからんのやけど、今の下水道の説明で、これ、工法と敷設の管の経も大分大きさが違うかったんですけど、これ、金額的になつたら、まあ、言うたら、この長原の方やったら1キロ余ってるのに、こっち186mしかせえへんの、金額の差のあれがあんまり変わらへんのは、理由は何ですか。ちょっと、ようわからんけん、説明してくれへんで。

○議長【藤枝善則君】　　南東下水道課長。

○下水道課長【南東 稔君】　　施工延長が、両者、大変違うと思います。それで、m単価にあらわしますと、豊久地区の下水道工事の方が非常に高い金額となると思いますけど、長原地区の工事につきましては、開削工法といたしまして、道路の上から機械による掘削をしまして、最大で2m程度の掘削となるんですが、それで、豊久地区の工事につきましてはすべて推進工法という工法をとっておりますので、推進工法につきましては、トンネルを掘るように掘っていくわけなんですけど、その機械の、推進工法の種類にもよるんですが、機械、そういうふうな工法をとっておりますので、m当たりの単価は高くなっております。

以上、説明とさせていただきます。

○4番【一森敬司君】　　まあ、ええわ。大体わかった。

○議長【藤枝善則君】　　いいですか。

ほかにございませんか。

一森康雄議員。

○7番【一森康雄君】　　議案第40号、やはり豊久地区の下水道のことで質問したいと思うんですが、これは、参考資料3ページ、ここにある、豊久地区のこの図面を見ておるんですが、これ、真ん中にある、1つの黄色のところ、これ、白になつとる。これは、何か、今回でなしに次回にするとか、わけがあるかどうか。

それと、もう1件は、この②という図面がありますわね。ここらは大体工業団地であつて、今、企業であると思うんです。これが完成したときに、つなぎ込みがすぐにできるよ

うな話ができているかどうか、この件についてお聞きをします。

○議長【藤枝善則君】 南東下水道課長。

○下水道課長【南東 稔君】 まず、議員ご質問の②の上の白い区域についてでございますけど、これは、大塚製薬グループの工場が入っております。ここにつきましては、日量1,000立米以上の排水がございます。それで、流域下水道の入る条件といたしましては、日量1,000立米以上のものについては施設の規模等で入ることができないということなので、この地域につきましては下水道の計画は除いております。

次に、工業団地の整備を今回から始めるわけですが、工業団地の企業が整備後入っていただけるかということにつきましては、昨年度、工事説明会もいたしまして、確実なお返事というものはいただいておりますが、各企業さんに整備の状況、これからの予定等申し上げまして、入っていただくよう努めてまいりましてございます。

以上でございます。

○議長【藤枝善則君】 一森議員。

○7番【一森康雄君】 あたのお答えの続きなんですが、完成時に企業につなぎ込みをしてもらうように努めると、こういうお答えだったと思うんですが、これ、工業団地専用というイメージで、こう、今から工事を始めていきますわね。相当大的な金額になる。これを、完成時には、期間もあるだろうけど、完成したときに、つなぎ込みに努めるという確約書ぐらいは取っといたらどんなんですか、今の時代ですんで。個人でなしに企業ですんでそれぐらいのことはできると思うんですが。

○議長【藤枝善則君】 南東下水道課長。

○下水道課長【南東 稔君】 現在、確約書というようなものは取っておりませんが、今後、工業団地の企業の皆様に働きかけはしてまいりたいと思います。

○7番【一森康雄君】 終わります。

○議長【藤枝善則君】 ほかに。はい、新保議員。

○9番【新保 勲君】 説明を伺ったときに、工事の地元説明、それから、交通整理などの安全管理、しっかりやりますと言いましたけど、施工業者、請負業者がやるんですか、町がやるんですか。

○議長【藤枝善則君】 新保議員、今のはどちらの工事の件。3つですか。

○9番【新保 勲君】 いやいや、あとの道路。いや、もう、第40号のやつで結構です。

○議長【藤枝善則君】 40号、はい。

下水道課長。

○下水道課長【南東 稔君】 工事中の現場管理、安全管理につきましては、主に工事業者が行います。地元説明会とかそういう周知に関しましては町で実施しております。

以上です。

○議長【藤枝善則君】 ほかにございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】 これから、議案第38号から議案第40号までの議案3件について一括して討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】 これから1件ずつ採決いたします。

議案第38号「高速道路利便増進事業に関する計画（(仮称)松茂スマートIC事業）の実施に伴う工事の施行に関する平成25年度契約締結について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【藤枝善則君】 続きまして、議案第39号「長原地区下水道工事その7請負契約締結について」を採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【藤枝善則君】　　続きまして、議案第40号「幹線豊久下水道工事請負契約締結について」を採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【藤枝善則君】　　異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【藤枝善則君】　　以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等すべて審議を終了いたしました。

お諮りいたします。

これで、平成25年松茂町議会第2回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【藤枝善則君】　　異議なしと認めます。

以上で平成25年松茂町議会第2回定例会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後2時42分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

議 長 藤 枝 善 則

署名議員 原 田 幹 夫

署名議員 一 森 敬 司